

株 主 各 位

静岡県静岡市葵区鷹匠二丁目7番1号

株式会社 秀英予備校

代表取締役社長 渡 辺 武

## 第33期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第33期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月28日（火曜日）午後7時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成28年6月29日（水曜日）午前11時
2. 場 所 静岡県静岡市葵区鷹匠二丁目7番1号 当社本社（静岡本部）  
9階 903教室  
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項 1. 第33期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第33期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、株主ではない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。
- ◎ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、修正後の事項を当社ホームページ（<http://www.shuei-yobiko.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。

## 事 業 報 告

(自 平成27年 4月 1日)  
(至 平成28年 3月 31日)

### I. 企業集団の現況に関する事項

#### 1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、円安を背景に自動車や電機産業などの製造業、輸出企業を中心に業績を大きく伸ばしてまいりました。一方、中国経済の減速や原油安により世界経済は先行不透明な状況となっております。また、節約志向が高まり、百貨店・旅行・外食などの個人消費は依然として停滞・悪化するところとなっております。

当業界におきましては、少子化の進行と通塾率・授業料単価が上限になっているマイナス要因と学習指導要領の変更によって学習内容が難しくなり、学習塾に対するニーズが高まったことによるプラス要因が相まって市場規模は横ばい状況で推移しております。また、集団型と個別型の市場占有率もほぼ安定するところとなっております。

このような情勢のもと当社グループにおきましては、

- ① 市場の構造的変化に対応した教育サービスを提供できる体制を早急に整えること
- ② 小中学部・個別指導・iD予備校の校舎を機動的に展開すること
- ③ 業態変更した校舎、市場規模の縮小等により生徒数が減少した校舎においてはテナント校舎への移転を進め、健全な企業体質を構築し、利益が出る体制にすること
- ④ 多様化した顧客ニーズのそれぞれに対応した教育サービスを開発・提供し、顧客満足と結果としての利益増を図ること

を経営の柱として取り組んでまいりました。特に小中学部、高校部におきましては、市場規模の縮小や競合関係等により業績悪化が著しい校舎を閉鎖し、業績向上が見込める部門に経営資源を集中する方策を取ってまいりました。

こうした取り組みによって、全社的には一定の業績回復となっております。来期以降におきましては、全地域・全部門において本格的な業績回復を図っていく計画であります。

営業費用におきましては、夏期講習一般生募集及び3月新年度入学募集のための広告宣伝費の増加があったものの、前年度末から実施した一部校舎の移転・閉鎖等により人員の効率化、賃借料・水道光熱費・校舎管理維持費用等の削減に寄与することができました。

特別損益におきましては、当初の計画に対し9月及び1月入学が不振であった計3校舎に加え、3月新年度募集が不調であった計20校舎の減損損失を計上いたしました。また、将来の収益見通し等を検討し、当期末閉鎖を決定した校舎の解約金として店舗閉鎖損失引当金繰入額を特別損失に計上しております。

その結果、当社グループの当連結会計年度の売上高は11,149百万円（対前年同期比1.0%減）、営業利益は267百万円（対前年同期比242.4%増）、経常利益は232百万円（対前年同期比737.3%増）、親会社株主に帰属する当期純損失は970百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失3,257百万円）となりました。

セグメントの業績を示すと次のとおりであります。

#### （小中学部）

小中学部におきましては、集団型の校舎において、トップ高校への合格実績がブランド化に不可欠であります。そのため通塾している生徒の学力向上と成績上位層の入学活動に特に力を入れてまいりました。前期から夏の“宿泊型合宿”と拠点校での“通塾型合宿”を中3受験生と高学歴志向の中2生を対象に行い、参加生徒数を大きく増加させることができました。また、集団型のほぼ全ての校舎に個別指導部門を導入し、全体としての生徒増を図ることにより一定の成果をあげることができました。

その結果、小中学部の売上高は8,462百万円（対前年同期比1.0%増）、セグメント利益は1,143百万円（対前年同期比27.4%増）となりました。

#### （高校部）

高校部におきましては、特に高1・2生の学力増進に取り組んでまいりました。そのため、正社員教師が面談や質問対応などを通して生徒の勉学意欲の高揚を図ってまいりました。また、講義によって理解したことを学力として定着させるための演習講座の充実も図ってまいりました。前期から導入した自習室と質問対応を組み合わせた新しい学習形態“ASSIST”も拡充してまいりました。また、私大医進特別コースも新設いたしました。

その結果、高校部の売上高は1,616百万円（対前年同期比10.2%減）、セグメント損失は137百万円（前年同期はセグメント損失211百万円）となりました。

#### （その他の教育事業）

その他の教育事業における個別指導部門、on lineによる映像事業部門におきましては、校舎運営の標準化に力を入れてまいりました。個別指導部門は、小中学部と同様に小規模ではありますが勉強合宿を行いました。また、on line映像事業部門のFC展開が新しいビジネスモデルとして期待できるところとなっております。

その結果、その他の教育事業の売上高は1,070百万円（対前年同期比0.9%減）、セグメント利益は98百万円（対前年同期比19.9%減）となりました。

## (部門別売上高)

部 門	前連結会計年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)		当連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)		対前期比
	金 額(百万円)	構成比(%)	金 額(百万円)	構成比(%)	増減率(%)
小 中 学 部	8,380	74.4	8,462	75.9	1.0
高 校 部	1,799	16.0	1,616	14.5	△10.2
その他の教育事業	1,079	9.6	1,070	9.6	△0.9
合 計	11,259	100.0	11,149	100.0	△1.0

## 2. 設備投資等及び資金調達の状況

## (1) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は160百万円であり、主なものは次のとおりであります。

藤沢本部校の賃借に係る敷金  
新設・移転校舎の工具器具及び備品

## (2) 資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資の所要資金は自己資金より賸いました。

## 3. 財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 30 期 平成25年 3月期	第 31 期 平成26年 3月期	第 32 期 平成27年 3月期	第 33 期 (当連結会計年度) 平成28年 3月期
売 上 高(百万円)	12,228	11,767	11,259	11,149
営 業 利 益(百万円)	180	154	78	267
経 常 利 益(百万円)	129	109	27	232
親会社株主に帰属する当期純損失(△)(百万円)	△1,693	△1,518	△3,257	△970
1株当たり当期純損失(△)(円)	△252.32	△226.26	△485.47	△144.62
総 資 産(百万円)	22,405	19,835	17,512	14,207
純 資 産(百万円)	9,958	8,658	5,556	4,427
1株当たり純資産額(円)	1,484.19	1,290.47	828.07	659.85

(注) 1株当たり当期純損失(△)は、期中平均株式数に基づき算出しております。

#### 4. 対処すべき課題

- (1) 個別指導秀英P A S・秀英i D予備校運営の標準化を進めていくこと
- (2) 小中学部に併設した個別指導秀英P A Sの運営上の課題を解決し、生徒増を実現させること
- (3) ・小中学部、個別指導部門において、“宿泊型合宿”と拠点校での“通塾型合宿”をさらに拡充し、売上・利益の大幅増を図ること  
・マスゾーンの学力中間層を対象とした演習コースを立ち上げ、ニーズに応えると同時に大幅な売上増を図ること  
・高校部の新サービス“ASSIST”を成功させること  
・高校部の私大医進特別コースを本格的に設立し、売上・利益増を図ること
- (4) 主に既存展開エリアに対し、管理職を中心として物件調査・開発を行うこと
- (5) 高校生対象の映像事業において、さらに生徒のニーズ・学力状況に合わせた内容・時間・テキストを開発し、大幅な生徒増を図ること

#### 5. 重要な親会社及び子会社の状況

##### (1) 親会社の状況

該当事項はありません。

##### (2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (千円)	出資比率 (%)	主要な事業の内容
株東日本学院	10,000	100.00	小中学部・高校部の学習塾の経営

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

#### 6. 主要な事業内容

- ・大学受験予備校の経営
- ・学習塾の経営
- ・映像動画による教育コンテンツの配信事業
- ・フランチャイズ事業
- ・教材、書籍の出版
- ・模擬テストの実施

7. 主要な事業所

本 社 静岡県静岡市葵区鷹匠二丁目7番1号

事業本部名	事業所名	所在地
小中第1事業本部	静岡中部本部	静岡県静岡市葵区 静岡県静岡市清水区
	静岡志太本部	静岡県藤枝市駅前
	静岡西部本部	静岡県浜松市中区
	静岡東部本部	静岡県沼津市高島本町 静岡県富士市永田町
	静岡iD・PAS本部	静岡県静岡市葵区
小中第2事業本部	山梨本部	山梨県甲府市丸の内
	神奈川本部	小厚田原本部 厚木本部 藤沢本部 神奈川県小田原市栄町 神奈川県厚木市中町 神奈川県藤沢市藤沢
	愛知第1本部	名古屋屋本部 名古屋西本部 愛知県名古屋市千種区 愛知県名古屋市川川区
	愛知第2本部	豊田多宮本部 豊多井本部 豊春日井本部 愛知県豊田市小坂本町 愛知県東海市富木島町 愛知県春日井市鳥居松町 愛知県一宮市栄
	岐阜本部	岐阜阜本部 岐阜県岐阜市神田町
小中第3事業本部	北海道第1本部	旭川本部 北海道旭川市四条通
	北海道第2本部	札幌本部 北海道札幌市白石区
	東北本部	仙台本部 北海道札幌市北区
	三重本部	四日市本部 三重県四日市市鶴の森
	福岡本部	早良橋本部 三重県津市広明町 福岡県福岡市早良区 福岡県福岡市南区
高校事業本部	静岡本部	沼津本部 富士本部 静岡清水本部 藤枝本部 静岡県沼津市高島本町 静岡県富士市永田町 静岡県静岡市葵区 静岡県静岡市清水区 静岡県藤枝市瀬戸新屋
	東海本部	浜松本部 名古屋本部 静岡県浜松市中区 愛知県名古屋市千種区 三重県四日市市鶴の森
	北海道・関東・九州本部	札幌本部 札幌堂原本部 山梨本部 山梨本部 北海道札幌市北区 神奈川縣藤沢市辻堂 神奈川県小田原市栄町 山梨県甲府市丸の内 福岡県福岡市南区
	新規事業本部	映像販売促進第1本部 映像販売促進第2本部 静岡県静岡市葵区 静岡県静岡市葵区
株式会社東日本学院	福二本松本部 二郡山本部 県南いわき本部 福島県福島市曾根田町 福島県二本松市本町 福島県郡山市駅前 福島県いわき市平字大工町	

## 8. 従業員 の 状 況

### (1) 企業グループの従業員の状況

セグメントの名称	従業員数 (名)	前期末比増減 (名)
小中学部	528	△24
高校部	102	△6
その他の教育事業	51	△6
全社 (共通)	65	7
合 計	746	△29

- (注) 1. 臨時雇用者の当連結会計年度の1ヶ月当たり平均雇用人数(8時間/日換算)は255名であり、大半は個別指導講師、チューター(個別質問対応・事務補助)、高校部の年間契約講師、清掃パート、派遣社員、契約社員であります。なお、この人員につきましては、上記の従業員数には含まれておりません。
2. 全社(共通)は、人事総務及び経理等の管理部門の従業員であります。

### (2) 当社の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数 (名)	前期末比増減 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
小中学部	485	△29	32.2	8.0
高校部	96	△5	36.4	10.8
その他の教育事業	46	△5	34.4	8.5
全社 (共通)	58	8	33.3	7.9
合 計	685	△31	33.1	8.4

- (注) 1. 臨時雇用者の当期の1ヶ月当たり平均雇用人数(8時間/日換算)は240名であり、大半は個別指導講師、チューター(個別質問対応・事務補助)、高校部の年間契約講師、清掃パート、派遣社員、契約社員であります。なお、この人員につきましては、上記の従業員数には含まれておりません。
2. 全社(共通)は、人事総務及び経理等の管理部門の従業員であります。

## 9. 主 要 な 借 入 先

借 入 先	借入金残高(百万円)
株 式 会 社 静 岡 銀 行	1,443
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	1,140
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	688

## II. 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 普通株式 19,240,000株
2. 発行済株式の総数 普通株式 6,710,000株 (自己株式319株を含む。)
3. 株主数 4,131名 (前期末比+1,765名)
4. 大株主

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
有限会社 シューエイ	2,243,400	33.43
株式会社 ナガセ	266,600	3.97
秀英予備校従業員持株会	222,000	3.30
吉田嘉明	169,000	2.51
日本証券金融株式会社	158,200	2.35
渡辺武	150,300	2.24
渡辺喜代子	148,300	2.21
インタラクティブ・ブローカーズエルエルシー	124,000	1.84
株式会社 SBI証券	111,600	1.66
株式会社 静岡銀行	104,000	1.54

(注) 持株比率は、自己株式(319株)を控除して計算しております。



### Ⅲ. 会社役員に関する事項

#### 1. 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	渡 辺 武	新規事業本部長
専 務 取 締 役	渡 辺 喜代子	管理本部長 I Tシステム部長 小中第1事業本部長
常 務 取 締 役	山 内 義 明	高校事業本部長 i D高校本部長
取 締 役	石 垣 雅 敏	業務本部長
取 締 役	林 眞 吾	小中第2事業本部長 愛知第1本部長
取 締 役	田 中 耕 治	経理部長
常 勤 監 査 役	萩 原 茂 樹	
監 査 役	佐 竹 利 文	税理士
監 査 役	鈴 木 一 紘	

- (注) 1. 監査役、佐竹利文及び鈴木一紘の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 監査役、佐竹利文及び鈴木一紘の両氏は、東京証券取引所の定める独立役員であります。
3. 監査役佐竹利文氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当期中の取締役の地位・担当の異動は次のとおりであります。

氏 名	新	旧	異動年月日
渡 辺 武	新規事業本部長	小中事業本部長 新規事業本部長	平成28年3月3日
渡 辺 喜代子	管理本部長 I Tシステム部長 小中第1事業本部長	管理本部長 I Tシステム部長	平成28年3月3日
林 眞 吾	小中第2事業本部長 愛知第1本部長	小中事業本部長 愛知第1本部長	平成28年3月3日

## 2. 取締役及び監査役の報酬等の額

	支給人員	報酬等の額
取締役	6名	178百万円
監査役	3名	17百万円
計	9名	195百万円

(注) 上記の内、社外監査役に対する報酬額は2名1百万円です。

## 3. 社外役員等に関する事項

### 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
監査役	佐竹利文	当期開催の取締役会10回のうち10回に出席し、また、当期開催の監査役会12回のうち12回に出席し、主に税理士の経験からの発言を行っております。
監査役	鈴木一紘	当期開催の取締役会10回のうち10回に出席し、また、当期開催の監査役会12回のうち12回に出席し、主に経営の経験からの発言を行っております。

(注) 当社の現在の体制は監査役会設置会社であり、現体制で社外取締役を選任すべきか、会社法改正において新たに導入された監査等委員会設置会社に移行したうえで選任をすべきか、各々の体制での役割や実務運用を十分かつ慎重に比較・検討してまいりましたが、当事業年度末において社外取締役を選任するに至りませんでした。  
このような状況のもと、当社は、監査等委員会設置会社制度が当社にとって最も相応しい機関設計であると判断し、平成28年6月29日開催の定時株主総会に同制度に移行するための議案及び複数名の社外取締役を選任する議案を上程いたします。取締役会の監督機能の強化及び更なるコーポレートガバナンス体制の充実を図ってまいります。

#### IV. 会計監査人の状況

##### 1. 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

##### 2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

###### (1) 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 26,000千円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社グループと会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

###### (2) 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

26,000千円

##### 3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査役全員の同意により監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は上記の場合のほか、会計監査人による適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## V. 会社の体制及び方針

### 1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

#### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社子会社は、株主の皆様をはじめ、従業員、生徒、父母、取引先、地域社会等の各ステークホルダーに対する企業価値向上を経営上の基本方針とし、その実現のため、コンプライアンス規程を制定・施行し、取締役及び使用人が法令・定款等を遵守することの徹底を図るとともに、リスク管理体制の強化にも取組むなど、内部統制システムの充実に努めております。また、取締役及び使用人が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、内部通報規程を制定・施行しております。

株主・投資家の皆様へは、情報開示のための社内体制を整備し、財務報告をはじめ各種情報の迅速かつ正確な情報開示を念頭に、経営の透明性を高めるよう努めております。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会、取締役会、経営会議、営業会議の議事録を法令及び規程に従い作成し、適切に保管及び管理しております。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び当社子会社のリスク管理は、管理本部長を責任者とする管理本部にて対応しております。管理本部では、対顧客トラブル、営業上の諸問題、社内トラブル等につき随時営業部門の責任者より報告を受け、対応しております。また、必要に応じて顧問弁護士に相談し、対応を検討しております。

また、内部通報規程により、法令及び規程違反行為は管理本部に通報される体制が構築されており、当該法令違反行為等が重大と認めるときは直ちに代表取締役へ報告される体制が整っております。さらに、定期的に内部監査室が事業所の監査を行うことにより規程どおり運営されているかどうか、その状況を含め、代表取締役と監査役に報告されております。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び当社子会社は、変化の激しい経営環境に対し機敏な対応を図るため、地域ごとに営業拠点を統括する本部長と業務執行取締役等との営業会議を定期的に開催し、各地域の営業状況の報告、課題の検討等を行っております。また、定時及び臨時の取締役会、経営会議において、重要事項の決定及び各取締役の業務執行状況の監督等を行っております。

また、中期経営計画及び年次事業計画に基づいて、目標達成のために活動し、その進捗状況の管理を行っております。

- (5) 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社を監査役設置会社とし、当社の取締役及び使用人が取締役及び監査役に就くことにより、当社が子会社の業務の適正を監視できる体制としております。

また、子会社を監査の対象とし、監査の結果は定期的に当社の代表取締役に報告する体制となっており、監査役は当社及び当社子会社の内部統制状況を把握・評価しております。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役を補佐する担当部署や担当者は設けておりませんが、監査役の要請に応じ、情報等を提供する体制をとっております。

- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

常勤監査役は、取締役会・経営会議に出席するとともに重要な意思決定の過程及び業務執行の状況を確認するため営業会議の議事録を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人に説明を求めています。

取締役及び使用人は、各監査役からの要請に応じ、職務執行に関する事項を報告しております。また、監査役に報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保する体制を整えています。

なお、監査役は、会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報交換を行うなど連携を図っております。

- (8) 監査役職務の執行について生ずる費用等の処理に係わる方針

監査役職務の執行について生ずる費用等の処理については、監査役規程を制定・施行し、監査役の請求等に従い円滑に行い得る体制となっております。

## 2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は前述の内部統制システムの整備を行い、年10回開催の取締役会及び年16回開催の経営会議において継続的に経営上の新たなリスクについて検討しております。また、必要に応じて、社内諸規程、個々の業務及び業務フローの見直しを実施し、内部統制システムの実効性を向上させるように努めております。

また、常勤監査役は、監査役監査のほか、代表者及び管理職との面談、社内の重要会議への出席、子会社往査等を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスに関わる事項を監視できる体制を整備しております。内部監査室も独立した観点から定期的に実査を中心として内部監査を実施しており、日々の業務が行われている中で、法令・定款及び社内規程等に違反している事項がないか検証しております。また、内部監査室は、内部統制システムの有効性に関する自己点検を毎年行い、その結果を経営会議メンバーによる内部統制委員会に対し報告しております。

## 3. 株式会社の支配に対する基本方針

当社グループとしては以下の経営方針を支持する者が「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者」であることが望ましいと考えております。

### 経営方針

当社グループの経営の基本方針は以下のとおりであります。

- (1) 教室、自習室、学習・進学指導室、休憩室、ホールなど学習効果を十分に考慮した当社独自の設計による校舎を設立し、全校舎ブロードバンド回線などのインフラが構築されている等、高度なニーズに応えられる快適な学習空間を提供すること
- (2) 高均一な授業、学習・進学指導を中心とした教育サービスを提供し、学校外教育に対する高いレベルのニーズに応えること
- (3) 膨大な潜在的ニーズがあるにもかかわらず、全国的にも運営ノウハウが確立されていない現役高校生部門を拡充させること
- (4) 映像ビジネス分野において、教育コンテンツの動画配信サービスを提供し、家庭及び教育現場での学習効果を高めること
- (5) 需要の高い個別指導分野において、習熟度に合わせたきめ細かい指導を徹底し、幅広い学習ニーズに応えること

なお、上記の経営方針に照らし不適切な者が当社グループ支配権の獲得を表明した場合には、該当事者と東京証券取引所その他の第三者（独立社外者）とも協議の上、次の3項目の要件を充足する必要かつ妥当な措置を講じるものとします。

- ①該当取り組みが基本方針に沿うものであること
- ②該当取り組みが当社の株主共同の利益を損なうものでないこと
- ③該当取り組みが当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

---

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>1,994,098</b>	<b>流動負債</b>	<b>5,095,178</b>
現金及び預金	1,140,569	短期借入金	2,121,901
受取手形及び売掛金	220,887	1年内返済予定の長期借入金	1,060,659
商 品	60,095	リ ー ス 債 務	112,197
貯 蔵 品	19,748	未 払 金	542,458
繰延税金資産	4,767	未払法人税等	83,864
そ の 他	551,591	未払消費税等	70,259
貸倒引当金	△3,561	前 受 金	533,957
<b>固定資産</b>	<b>12,213,495</b>	賞与引当金	154,366
<b>有形固定資産</b>	<b>8,509,338</b>	店舗閉鎖損失引当金	28,485
建物及び構築物	4,123,196	そ の 他	387,029
機械装置及び運搬具	3,128	<b>固定負債</b>	<b>4,684,975</b>
工具、器具及び備品	75,419	長期借入金	996,289
土 地	4,120,031	リ ー ス 債 務	720,859
リ ー ス 資 産	187,563	繰延税金負債	130,604
<b>無形固定資産</b>	<b>47,423</b>	退職給付に係る負債	490,420
そ の 他	47,423	資産除去債務	618,074
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,656,733</b>	長期リース資産減損勘定	994,660
敷金及び保証金	3,382,742	そ の 他	734,067
そ の 他	278,889	<b>負債合計</b>	<b>9,780,154</b>
貸倒引当金	△4,898	(純資産の部)	
<b>資産合計</b>	<b>14,207,593</b>	<b>株主資本</b>	<b>4,168,125</b>
		資 本 金	2,089,400
		資 本 剰 余 金	1,944,380
		利 益 剰 余 金	134,499
		自 己 株 式	△154
		その他の包括利益累計額	259,314
		退職給付に係る調整累計額	259,314
		<b>純資産合計</b>	<b>4,427,439</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>14,207,593</b>

## 連結損益計算書

(自 平成27年4月1日)  
(至 平成28年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		11,149,188
売上原価		9,415,517
売上総利益		1,733,670
販売費及び一般管理費		1,465,931
営業利益		267,739
営業外収益		
受取利息	41,430	
受取配当金	2,107	
受取手数料	19,487	
受取賃貸料	16,246	
その他	13,763	93,034
営業外費用		
支払利息	120,268	
その他	7,914	128,183
経常利益		232,590
特別損失		
店舗閉鎖損失	1,964	
店舗閉鎖損失引当金繰入額	19,720	
減損損失	1,135,118	1,156,803
税金等調整前当期純損失		924,213
法人税、住民税及び事業税	59,471	
法人税等還付税額	△33,300	
法人税等調整額	19,997	46,168
当期純損失		970,381
親会社株主に帰属する当期純損失		970,381



## 連結株主資本等変動計算書

（自 平成27年4月1日）  
（至 平成28年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,089,400	1,944,380	1,185,397	△127	5,219,050
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△80,516		△80,516
親会社株主に帰属する当期純損失			△970,381		△970,381
自 己 株 式 の 取 得				△27	△27
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△1,050,897	△27	△1,050,925
当 期 末 残 高	2,089,400	1,944,380	134,499	△154	4,168,125

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	337,075	337,075	5,556,125
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△80,516
親会社株主に帰属する当期純損失			△970,381
自 己 株 式 の 取 得			△27
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△77,761	△77,761	△77,761
当 期 変 動 額 合 計	△77,761	△77,761	△1,128,686
当 期 末 残 高	259,314	259,314	4,427,439

## 〔継続企業の前提に関する注記〕

該当事項はありません。

## 〔連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等〕

### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数…… 1社

連結子会社の名称……(株)東日本学院

### 2. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

### 3. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品……先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯 蔵 品……最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産……定率法

(リース資産除く) ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法  
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 及 び 構 築 物 3～47年

機 械 装 置 及 び 運 搬 具 6～10年

工 具、器 具 及 び 備 品 2～15年

##### ② 無形固定資産……ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

##### ③ リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

### (3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、以下のとおり計上しております。
  - 一般債権
  - 貸倒実績率法
  - 貸倒懸念債権及び破産更生債権等
  - 財務内容評価法
- ② 賞与引当金……従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
- ③ 店舗閉鎖損失引当金……校舎の移転・閉鎖等に伴い発生する損失に備えるため、移転・閉鎖等の決定した校舎について、将来発生すると見込まれる損失額を計上しております。

### (4) 収益の計上基準

入学売上は、入学日の属する連結会計年度に収益として計上しております。  
授業料売上・講習売上は受講期間に対応して収益として計上しております。

### (5) 重要なヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法……繰延ヘッジ処理によるものです。  
特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については、特例処理を行っております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象……ヘッジ手段
  - 金利スワップ取引
  - ヘッジ対象
  - 借入金
- ③ ヘッジ方針……重要なデリバティブ取引は、経営会議の決議事項であります。  
金利の変動リスクを回避する目的で行われる金利スワップ取引については、管理本部にて取引を実行するとともに、取引の残高状況を把握し、管理しております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法……金利スワップ取引のみであり、全て特例処理によるため、有効性の評価を省略しております。

(6) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法……・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により費用処理しております。

・小規模企業等における簡便法の適用

連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

② 消費税等の会計処理方法……消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。

## 〔会計方針の変更〕

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類及び1株当たり情報に与える影響額はありません。

## 〔表示方法の変更〕

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「流動資産」の「1年内回収予定の差入保証金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めて表示しておりました「受取手数料」は金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

〔連結貸借対照表に関する注記〕

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	590,110千円
土地	1,864,733千円
計	2,454,844千円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	1,791,901千円
1年内返済予定の長期借入金	927,051千円
長期借入金	786,655千円
計	3,505,607千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 6,719,553千円

3. 当社は、平成26年12月19日にシンジケートローン契約を締結しており、この契約に基づく借入実行残高は次のとおりであります。

借入金残高 630,000千円

なお、当該契約には、下記の財務制限条項が付されております。

借入人は、全貸付人との関係で本契約が終了し、かつ貸付人及びエージェントに対する本契約上のすべての債務において、以下の条件を充足することを確約する。

- ①平成27年3月に終了する決算期末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額を、52億円以上に維持すること。
- ②平成28年3月に終了する決算期又はそれ以降に終了する決算期の末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額を、平成27年3月に終了する決算期の末日又は当該決算期の直前の決算期末日における貸借対照表の純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。
- ③連結損益計算書上の経常損益につき、平成27年3月期以降2期連続して経常損失を計上しないこと。
- ④連結損益計算書上の親会社株主に帰属する当期純損益につき、平成28年3月期以降2期連続して親会社株主に帰属する当期純損失を計上しないこと。

なお、当連結会計年度末において、当該財務制限条項に抵触しておりません。

〔連結損益計算書に関する注記〕

当連結会計年度において、以下の資産グループにおいて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	金額
静岡県（４校舎）	校舎	建物及び構築物	135,727千円
		工具、器具及び備品	669千円
		土地	107,477千円
		合計	243,874千円
北海道（３校舎）	校舎	建物及び構築物	42,897千円
		工具、器具及び備品	491千円
		リース資産減損勘定	66,982千円
		合計	110,370千円
愛知県（５校舎）	校舎	建物及び構築物	149,498千円
		工具、器具及び備品	478千円
		合計	149,977千円
神奈川県（３校舎）	校舎	建物及び構築物	82,065千円
		工具、器具及び備品	390千円
		土地	42,343千円
		合計	124,799千円
山梨県（２校舎）	校舎	建物及び構築物	36,614千円
		工具、器具及び備品	273千円
		土地	29,410千円
		合計	66,299千円
岐阜県（１校舎）	校舎	リース資産	279,932千円
		合計	279,932千円
三重県（２校舎）	校舎	建物及び構築物	22,396千円
		工具、器具及び備品	324千円
		合計	22,721千円
福島県（３校舎）	校舎	建物及び構築物	88,835千円
		工具、器具及び備品	431千円
		土地	4,749千円
		リース資産	43,125千円
		合計	137,141千円

当社は、校舎を単位としてグルーピングしております。国内経済の落ち込みにより売上高・収益が計画を下回っており、十分な生徒数の確保が難しくなったため、上記資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(1,135,118千円)として特別損失に計上しております。

なお、上記資産グループの回収可能価額は正味売却価額または使用価値により測定しており、正味売却価額については路線価等を勘案した合理的な見積りにより評価しております。また、使用価値については将来キャッシュ・フローが見込めないため零と算定しております。

## 〔連結株主資本等変動計算書に関する注記〕

### 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式(百株)	67,100	—	—	—	—	67,100

### 2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式(百株)	2	0	—	—	—	3

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加0百株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

### 3. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	80,516	12	平成27年3月31日	平成27年6月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当金の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	80,516	利益剰余金	12	平成28年3月31日	平成28年6月30日



## 〔リース取引に関する注記〕

### 1. ファイナンス・リース取引

#### 所有権移転外ファイナンス・リース取引

##### (1) リース資産の内容

###### 有形固定資産

建物及び構築物、工具、器具及び備品であります。

##### (2) リース資産の減価償却の方法

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「3. 会計方針に関する事項(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

### 2. オペレーティング・リース取引

#### オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1 年 以 内	1,480,529千円
1 年 超	3,239,965千円
合計	4,720,495千円

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

#### 1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	建物及び構築物
取 得 価 額 相 当 額	2,654,635千円
減 価 償 却 累 計 額 相 当 額	923,203千円
減 損 損 失 累 計 額 相 当 額	1,711,994千円
期 末 残 高 相 当 額	19,436千円

2. 未経過リース料期末残高相当額等

未経過リース料期末残高相当額

1 年 以 内	161,208千円
1 年 超	1,161,650千円
合計	1,322,859千円

リース資産減損勘定の残高 1,164,835千円

3. 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

支払リース料	269,831千円
リース資産減損勘定の取崩額	297,135千円
減価償却費相当額	9,233千円
支払利息相当額	95,824千円
減損損失	66,982千円

4. 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

(1) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取り決めがある場合は残価保証額）とする定額法によっております。

(2) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。

## 〔金融商品に関する注記〕

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等で運用し、短期的な運転資金、校舎の新設等に伴う設備資金については銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、売買差益を獲得する目的や、投機的な目的のために利用することは行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、ほとんどが授業等の受講者に対する売上債権になりますので、顧客の信用リスクに晒されております。敷金及び保証金は、校舎の賃貸借契約に基づく敷金保証金・建設協力金の預け入れによるものになりますので、家主の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金は、ほとんどが1年以内の支払期日であります。短期借入金には主に季節資金の調達によるものであります。長期借入金、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主として校舎新設による設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。この内一部の変動金利による借入金は、金利変動のリスクに晒されております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法については、前述の連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「3. 会計方針に関する事項(5)重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 顧客の信用リスクの管理

当社は、債権管理規程に基づき、管理本部経理部が顧客の入金状況を確認するとともに、毎月滞納一覧を各営業本部に開示することにより、債権回収に努めております。また、2ヶ月以上の滞納については、一旦受講を停止することにより、リスクの軽減を図っております。

##### ② 家主の信用リスクの管理

賃貸借契約に基づく敷金保証金・建設協力金については、管理本部人事総務部が主要な契約先の財務状況について定期的に情報を収集することにより、リスクの軽減を図っております。

③ 市場リスクの管理

借入金につきましては、原則、固定金利により調達しております。一部変動金利のものがありますが、デリバティブ取引(金利スワップ取引)を利用することにより、リスクのヘッジを図っております。

④ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は管理本部経理部において、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,140,569	1,140,569	—
(2) 受取手形及び売掛金	220,887	220,887	—
(3) 敷金及び保証金(1年以内に回収 予定のものを含む)	3,686,738	3,802,614	115,875
資産計	5,048,196	5,164,071	115,875
(1) 短期借入金	2,121,901	2,121,901	—
(2) 未払金	542,458	542,458	—
(3) 未払法人税等	83,864	83,864	—
(4) 未払消費税等	70,259	70,259	—
(5) 長期借入金(1年以内に返済予定 のものを含む)	2,056,948	2,052,389	△4,558
(6) リース債務(1年以内に返済予定 のものを含む)	833,057	832,227	△829
負債計	5,708,488	5,703,101	△5,387
デリバティブ取引	—	—	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法及びデリバティブに関する事項

#### 資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは概ね短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 敷金及び保証金(1年以内に回収予定のものを含む)

敷金及び保証金の時価の算定は、一定期間ごとに区分した差入先ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等の適切な指標で割り引いた現在価値に信用リスクを加味して算定しております。

#### 負 債

- (1) 短期借入金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 長期借入金(1年以内に返済予定のものを含む)、(6) リース債務(1年以内に返済予定のものを含む)

これらの時価については、元利金の合計を、新規に同様の借入または、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

#### デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

## 〔退職給付に関する注記〕

### 1. 採用している退職給付制度の概要

#### (1) 採用している退職給付制度

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また従業員の退職等に際して退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

連結子会社は退職一時金制度を設けております。

#### (2) 制度別の補足説明

##### ① 退職一時金制度

退職金規程に基づく退職一時金制度を採用しております。

##### ② 確定給付企業年金制度

平成12年9月に退職一時金制度の50%を適格退職年金制度に移行し、平成21年4月に適格退職年金制度から確定給付企業年金制度に移行しております。

### 2. 確定給付制度

#### (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	1,210,287千円
勤務費用	153,065千円
利息費用	8,369千円
数理計算上の差異の発生額	△11,418千円
退職給付の支払額	△103,476千円
退職給付債務の期末残高	1,256,826千円

#### (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	802,138千円
期待運用収益	24,064千円
数理計算上の差異の発生額	△55,530千円
事業主からの拠出額	46,637千円
退職給付の支払額	△50,903千円
年金資産の期末残高	766,406千円

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

積立型制度の退職給付債務	618,844千円
年金資産	△766,406千円
	△147,561千円
非積立型制度の退職給付債務	637,982千円
連結貸借対照表に計上された負債の純額	490,420千円

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	153,065千円
利息費用	8,369千円
期待運用収益	△24,064千円
数理計算上の差異の費用処理額	△68,907千円
過去勤務費用の費用処理額	△9,445千円
確定給付制度に係る退職給付費用	59,017千円

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

過去勤務費用	△9,445千円
数理計算上の差異	△113,019千円
合計	△122,465千円

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

未認識過去勤務費用	46,442千円
未認識数理計算上の差異	324,485千円
合計	370,928千円

(7) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

株式	45%
債券	52%
その他	3%
合計	100%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

① 当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	0.7%
長期期待運用収益率	3.0%

② その他の重要な計算基礎

予想昇給率は、平成25年3月31日を基準日として算定した年齢別昇給支給指数を使用しております。



〔税効果会計に関する注記〕

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

流動資産

(繰延税金資産)

未払事業税	7,647千円
未払事業所税	17,309千円
一括償却資産	2,472千円
賞与引当金	47,084千円
店舗閉鎖損失引当金	8,605千円
その他の	10,387千円
繰延税金資産小計	93,506千円
評価性引当額	△88,739千円
繰延税金資産合計	4,767千円

固定資産

(繰延税金資産)

退職給付に係る負債	260,106千円
減損損失	1,396,243千円
一括償却資産	884千円
資産除去債務	185,455千円
長期未払金	209,988千円
繰越欠損金	1,200,967千円
その他の	19,025千円
繰延税金資産小計	3,272,671千円
評価性引当額	△3,231,858千円
繰延税金資産合計	40,812千円

(繰延税金負債)

資産除去債務に対応する除去費用	△41,253千円
その他の	△18,549千円
退職給付に係る調整累計額	△111,614千円
繰延税金負債合計	△171,417千円
繰延税金負債の純額	△130,604千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

当連結会計年度において、税金等調整前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は従来の32.3%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.2%、平成30年4月1日以降のものについては29.9%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金負債の金額が6,421千円減少し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額が971千円、退職給付に係る調整累計額が5,450千円増加しております。

#### 〔賃貸等不動産に関する注記〕

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

#### 〔1株当たり情報に関する注記〕

1株当たり純資産額	659円85銭
1株当たり当期純損失	144円62銭

#### 〔重要な後発事象に関する注記〕

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月25日

株式会社 秀英予備校  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	篠原孝広	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	早稲田宏	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社秀英予備校の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社秀英予備校及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>1,861,633</b>	<b>流動負債</b>	<b>5,033,198</b>
現金及び預金	1,033,958	短期借入金	2,091,901
売掛金	210,613	1年内返済予定の長期借入金	1,056,651
商品	52,289	リース債務	111,758
貯蔵品	18,073	未払金	524,874
前払費用	230,500	未払法人税等	82,500
その他	319,758	未払消費税等	63,416
貸倒引当金	△3,561	未払費用	71,036
<b>固定資産</b>	<b>12,296,678</b>	前受金	533,956
<b>有形固定資産</b>	<b>8,500,214</b>	預り金	72,073
建物	3,979,731	前受収益	17,156
構築物	136,099	賞与引当金	143,869
機械及び装置	3,128	店舗閉鎖損失引当金	28,485
車両運搬具	0	その他	235,519
工具、器具及び備品	74,065	<b>固定負債</b>	<b>4,902,246</b>
土地	4,120,031	長期借入金	992,655
リース資産	187,157	リース債務	720,859
<b>無形固定資産</b>	<b>44,672</b>	繰延税金負債	18,549
ソフトウェア	31,351	退職給付引当金	823,198
電話加入権	13,321	資産除去債務	615,789
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,751,791</b>	長期リース資産減損勘定	994,660
関係会社株式	98,551	その他	736,533
長期前払費用	269,904	<b>負債合計</b>	<b>9,935,444</b>
敷金及び保証金	3,379,249	(純資産の部)	
会 員 権	5,550	<b>株主資本</b>	<b>4,222,867</b>
その他	3,435	資本金	2,089,400
貸倒引当金	△4,898	資本剰余金	1,944,380
<b>資産合計</b>	<b>14,158,311</b>	資本準備金	1,944,380
		<b>利益剰余金</b>	<b>189,241</b>
		利益準備金	57,245
		その他利益剰余金	131,996
		繰越利益剰余金	131,996
		<b>自己株式</b>	<b>△154</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>4,222,867</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>14,158,311</b>

## 損 益 計 算 書

(自 平成27年 4月 1日)  
(至 平成28年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		10,472,429
売 上 原 価		8,808,403
売 上 総 利 益		1,664,025
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,420,564
営 業 利 益		243,460
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	41,426	
受 取 配 当 金	2,107	
受 取 賃 貸 料	198,347	
そ の 他	32,894	274,775
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	119,938	
賃 貸 収 入 原 価	162,715	
そ の 他	3,944	286,598
経 常 利 益		231,638
特 別 損 失		
店 舗 閉 鎖 損 失	1,964	
店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金 繰 入 額	19,720	
減 損 損 失	1,135,118	1,156,803
税 引 前 当 期 純 損 失		925,165
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	57,909	
法 人 税 等 還 付 税 額	△33,300	
法 人 税 等 調 整 額	18,549	43,158
当 期 純 損 失		968,323

## 株主資本等変動計算書

(自 平成27年4月1日)  
(至 平成28年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	2,089,400	1,944,380	1,944,380
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			
当 期 純 損 失			
自 己 株 式 の 取 得			
別 途 積 立 金 の 取 崩			
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-
当 期 末 残 高	2,089,400	1,944,380	1,944,380

	株 主 資 本						純 資 産 計 合 計
	利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 剰 余 合 計			
		別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	57,245	1,500,000	△319,163	1,238,081	△127	5,271,734	5,271,734
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当			△80,516	△80,516		△80,516	△80,516
当 期 純 損 失			△968,323	△968,323		△968,323	△968,323
自 己 株 式 の 取 得					△27	△27	△27
別 途 積 立 金 の 取 崩		△1,500,000	1,500,000	-		-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	△1,500,000	451,159	△1,048,840	△27	△1,048,867	△1,048,867
当 期 末 残 高	57,245	-	131,996	189,241	△154	4,222,867	4,222,867

## 〔継続企業の前提に関する注記〕

該当事項はありません。

## 〔重要な会計方針〕

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式……移動平均法による原価法

#### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品……先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯 蔵 品……最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産……定率法

（リース資産除く）ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法  
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3～47年
構 築 物	10～20年
機 械 及 び 装 置	10年
車 両 運 搬 具	6年
工 具、器 具 及 び 備 品	2～15年

#### ② 無形固定資産……ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

#### ③ リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、以下のとおり計上しております。

一般債権

貸倒実績率法

貸倒懸念債権及び破産更生債権等

財務内容評価法

- ② 賞与引当金……従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

- ③ 退職給付引当金……・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法  
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により費用処理しております。

- ④ 店舗閉鎖損失引当金……校舎の移転・閉鎖等に伴い発生する損失に備えるため、移転・閉鎖等の決定した校舎について、将来発生すると見込まれる損失額を計上しております。

(4) 収益の計上基準

入学売上は、入学日の属する事業年度に収益として計上しております。

授業料売上・講習売上は受講期間に対応して収益として計上しております。

(5) ヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法……繰延ヘッジ処理によっております。

特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については、特例処理を行っております。

- ② ヘッジ手段とヘッジ対象……ヘッジ手段

金利スワップ取引

ヘッジ対象

借入金



- ③ ヘッジ方針……重要なデリバティブ取引は、経営会議の決議事項であります。  
金利の変動リスクを回避する目的で行われる金利スワップ取引については、管理本部にて取引を実行するとともに、取引の残高状況を把握し、管理しております。
  - ④ ヘッジ有効性評価の方法……金利スワップ取引のみであり、全て特例処理によっているため、有効性の評価を省略しております。
- (6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
- ① 退職給付に係る会計処理……退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理と異なっております。
  - ② 消費税等の会計処理方法……消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。

## 〔表示方法の変更〕

(貸借対照表)

前事業年度において、独立掲記しておりました「流動資産」の「1年内回収予定の差入保証金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建	物	590,110千円
土	地	1,864,733千円
計		2,454,844千円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	1,791,901千円
1年内返済予定の長期借入金	927,051千円
長期借入金	786,655千円
計	3,505,607千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 6,641,143千円

3. 関係会社に対する短期金銭債権又は金銭債務

区分表記されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

関係会社に対する短期金銭債権 1,282千円

4. 取締役、監査役に対する金銭債務 700,194千円

〔損益計算書に関する注記〕

1. 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引（収入分）	16,198千円
営業取引以外の取引（収入分）	182,101千円

## 2. 減損損失

当事業年度において、以下の資産グループにおいて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	金額
静岡県（4校舎）	校舎	建物及び構築物	135,727千円
		工具、器具及び備品	669千円
		土地	107,477千円
		合計	243,874千円
北海道（3校舎）	校舎	建物及び構築物	42,897千円
		工具、器具及び備品	491千円
		リース資産減損勘定	66,982千円
		合計	110,370千円
愛知県（5校舎）	校舎	建物及び構築物	149,498千円
		工具、器具及び備品	478千円
		合計	149,977千円
神奈川県（3校舎）	校舎	建物及び構築物	82,065千円
		工具、器具及び備品	390千円
		土地	42,343千円
		合計	124,799千円
山梨県（2校舎）	校舎	建物及び構築物	36,614千円
		工具、器具及び備品	273千円
		土地	29,410千円
		合計	66,299千円
岐阜県（1校舎）	校舎	リース資産	279,932千円
		合計	279,932千円
三重県（2校舎）	校舎	建物及び構築物	22,396千円
		工具、器具及び備品	324千円
		合計	22,721千円
福島県（3校舎）	校舎	建物及び構築物	88,835千円
		工具、器具及び備品	431千円
		土地	4,749千円
		リース資産	43,125千円
		合計	137,141千円

当社は、校舎を単位としてグルーピングしております。国内経済の落ち込みにより売上高・収益が計画を下回っており、十分な生徒数の確保が難しくなったため、上記資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(1,135,118千円)として特別損失に計上しております。

なお、上記資産グループの回収可能価額は正味売却価額または使用価値により測定しており、正味売却価額については路線価等を勘案した合理的な見積りにより評価しております。また、使用価値については将来キャッシュ・フローが見込めないため零と算定しております。

## 〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

### 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(百株)	2	0	—	3

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加0百株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

## 〔リース取引に関する注記〕

### 1. ファイナンス・リース取引

#### 所有権移転外ファイナンス・リース取引

#### (1) リース資産の内容

##### 有形固定資産

建物、構築物、工具、器具及び備品であります。

#### (2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「(2)固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

### 2. オペレーティング・リース取引

#### オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1 年 以 内	1,480,109千円
1 年 超	3,239,965千円
合計	4,720,075千円

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	建 物
取 得 価 額 相 当 額	2,654,635千円
減 価 償 却 累 計 額 相 当 額	923,203千円
減 損 損 失 累 計 額 相 当 額	1,711,994千円
期 末 残 高 相 当 額	19,436千円

2. 未経過リース料期末残高相当額等

未経過リース料期末残高相当額

1 年 以 内	161,208千円
1 年 超	1,161,650千円
合計	1,322,859千円

リース資産減損勘定の残高 1,164,835千円

3. 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

支払リース料	269,831千円
リース資産減損勘定の取崩額	297,135千円
減価償却費相当額	9,233千円
支払利息相当額	95,824千円
減損損失	66,982千円

4. 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

(1) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取り決めがある場合は残価保証額）とする定額法によっております。

(2) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。

〔税効果会計に関する注記〕

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

流動資産

(繰延税金資産)

未払事業税	7,582千円
未払事業所税	16,752千円
一括償却資産	2,451千円
賞与引当金	43,462千円
店舗閉鎖損失引当金	8,605千円
その他の	9,885千円
繰延税金資産小計	88,739千円
評価性引当額	△88,739千円
繰延税金資産合計	—

固定資産

(繰延税金資産)

退職給付引当金	247,085千円
減損損失	1,396,243千円
資産除去債務	184,675千円
長期未払金	209,988千円
繰越欠損金	1,200,967千円
その他の	18,893千円
繰延税金資産小計	3,257,854千円
評価性引当額	△3,217,041千円
繰延税金資産合計	40,812千円

(繰延税金負債)

資産除去債務に対応する除去費用	△40,812千円
その他の	△18,549千円
繰延税金負債合計	△59,362千円
繰延税金負債の純額	△18,549千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

当事業年度において、税引前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。

〔関連当事者との取引に関する注記〕

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当 事者との 関係	取引の 内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	株式会社 東日本学院	福島県 郡山市	10,000 千円	学習塾・ 予備校	所有直接 100%	役員の兼 任3名	校舎設備 の賃貸	182,101 千円	前受収益	16,309 千円

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針  
校舎設備の賃貸条件については、一般の取引条件と同様に決定しております。

〔1株当たり情報に関する注記〕

1株当たり純資産額	629円36銭
1株当たり当期純損失	144円31銭

〔重要な後発事象に関する注記〕

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

平成28年 5月25日

株式会社 秀英予備校  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	篠原 孝 広 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	早 稲 田 宏 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社秀英予備校の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第33期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 監査報告書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第33期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
  - ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社員員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年6月6日

株式会社 秀英予備校 監査役会  
常勤監査役 萩原茂樹 ㊟  
社外監査役 佐竹利文 ㊟  
社外監査役 鈴木一紘 ㊟

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社グループは、株主の皆様への利益還元を経営の重要な課題の一つとして認識し、今後の事業展開に備え経営体質の強化を図るとともに、安定的な配当の継続を行うことを基本方針としております。

このような方針に基づき、通期業績や厳しい経営環境等を総合的に勘案しました結果、第33期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金12円、総額80,516,172円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成28年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

現行定款の一部を次のとおり改めたいと存じます。

- ① 当社は、取締役会の監督機能の強化及びコーポレートガバナンス体制の一層の強化を図る観点から、平成27年5月1日に施行されました「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により可能となりました新たな機関設計である監査等委員会設置会社へ移行いたしたいと存じます。

これに伴い、監査等委員会及び監査等委員である取締役に關する規定の新設、監査役及び監査役会に關する規定の削除、取締役及び取締役会に關する規定に所要の変更を行うものであります。

- ② 上記のほか、文言の整備、条文の新設及び削除に伴う条数の変更を行うものであります。

なお、本議案に係る定款変更は、本總會の終結の時をもって効力を生じるものとします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、変更のない条文についてはその記載を省略しております。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数) 第18条 当社の取締役は10名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の選任) 第19条 (新設)</p> <p>当社の取締役は、株主總會において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の議決によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任について累積投票によらないものとする。</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数) 第18条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は10名以内とする。</p> <p>2 当社の監査等委員である取締役(以下「監査等委員」という。)は、4名以内とする。</p> <p>(取締役の選任) 第19条 当社の取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役にを區別して株主總會の決議によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任について累積投票によらないものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の任期) 第20条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の任期) 第20条 (現行どおり)</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>
<p>(取締役会) 第22条 (条文省略)</p> <p><u>2 取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>3 (条文省略)</p> <p>4 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p>	<p>(取締役会) 第22条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役会招集の通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>4 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>5 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>5 (現行どおり)</p> <p>(業務執行の決定の取締役への委任) <u>第23条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の報酬等) 第23条 取締役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第24条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役及び監査役会の設置) 第25条 当社は監査役及び監査役会を置く。</p> <p>(監査役の員数) 第26条 当社の監査役は4名以内とする。</p> <p>(監査役の選任) 第27条 当社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>(監査役の任期) 第28条 監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(取締役の報酬等) 第24条 取締役の報酬等は株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第25条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(常勤監査役)  <u>第29条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会)  <u>第30条 監査役会招集の通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>3 監査役会の運営その他に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか、監査役会の定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の報酬等)  <u>第31条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の責任免除)  <u>第32条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p><u>2 当社は、監査役との間で会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の設置) 第33条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の選任) 第34条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の任期) 第35条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等) 第36条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p>	<p>第5章 監査等委員会</p> <p>(監査等委員会の設置) 第26条 当社は<u>監査等委員会</u>を置く。</p> <p>(監査等委員会) 第27条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>3 <u>監査等委員会の運営その他に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の設置) 第28条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の選任) 第29条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の任期) 第30条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等) 第31条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第7章 計算</p> <p>(事業年度) 第37条 (条文省略)</p> <p>(期末配当金) 第38条 (条文省略)</p> <p>(中間配当金) 第39条 (条文省略)</p> <p>(期末配当金等の除斥期間) 第40条 (条文省略)</p> <p>2 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第7章 計算</p> <p>(事業年度) 第32条 (現行どおり)</p> <p>(期末配当金) 第33条 (現行どおり)</p> <p>(中間配当金) 第34条 (現行どおり)</p> <p>(期末配当金等の除斥期間) 第35条 (現行どおり)</p> <p>2 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。</p> <p>附 則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p><u>1 当社は、第33期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2 第33期定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第32条第2項の定めるところによる。</u></p>



第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（6名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の一層の強化のため1名増員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願いするものであります。なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものいたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴 (地位及び担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
1	わたなべ たけし 渡辺 武 昭和23年6月14日生	昭和52年3月 安倍口英数塾創業 昭和59年11月 当社設立代表取締役社長就任 (現在に至る) 平成20年3月 小中事業本部長就任 平成21年7月 新規事業本部長就任 平成26年4月 新規事業本部長就任 (現在に至る)	株  150,300
2	わたなべ きよこ 渡辺 喜代子 昭和25年7月27日生	昭和54年11月 安倍口英数塾入社 昭和59年11月 当社設立取締役就任 平成6年4月 常務取締役就任 平成7年3月 管理本部長就任 (現在に至る) 平成11年5月 専務取締役就任 (現在に至る) 平成22年4月 管理本部 I T システム部長就任 (現在に至る) 平成28年3月 小中第1事業本部長就任 (現在に至る)	株  148,300
3	やまうち よしあき 山内 義明 昭和26年7月19日生	平成14年1月 当社入社 高校事業本部中部本部長就任 平成16年4月 高校事業本部名古屋本部長就任 平成18年3月 高校事業本部長就任 (現在に至る) 平成18年6月 取締役就任 平成19年3月 高校事業本部北海道本部長就任 平成20年6月 常務取締役就任 (現在に至る) 平成26年4月 高校事業本部 i D 高校本部長就任 (現在に至る)	株  —

候補者 番 号	氏 名 生 年 月 日	略 歴 (地位及び担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
4	いしがき まさとし 石 垣 雅 敏 昭和28年9月9日生	昭和62年10月 当社入社 平成3年3月 業務部長就任 平成6年4月 取締役就任 (現在に至る) 平成7年3月 第三営業本部長就任 平成8年3月 第一営業本部長就任 平成11年3月 小中学部 (現 小中第1事業本部) 志太事業本部長就任 平成13年3月 小中学部業務本部 (現 業務本部) 長就任 (現在に至る)	株          4,500
5	はやし しんご 林 真 吾 昭和43年9月22日生	平成7年5月 当社入社 平成12年3月 小中学部 (現 小中第2事業本部) 山梨事業本部長就任 平成19年12月 株式会社東日本学院出向 副社長就 任 平成21年6月 株式会社東日本学院 取締役副社長 就任 平成25年10月 小中事業本部東海第1本部 (現 愛 知第1本部) 長就任 (現在に至る) 平成27年6月 取締役就任 (現在に至る) 小中事業本部長就任 平成28年3月 小中第2事業本部長就任 (現在に至る)	株          10,000
6	たなか こうじ 田 中 耕 治 昭和30年9月1日生	平成22年8月 当社入社 管理本部経理部長就任 (現在に至る) 平成27年6月 取締役就任 (現在に至る)	株          6,500
7	ともしげ ひろゆき ※友 重 博 行 昭和44年5月11日生	平成4年3月 当社入社 平成14年3月 小中事業本部 (現 小中第2事業本 部) 愛知北本部長就任 平成17年6月 小中事業本部 (現 小中第3事業本 部) 札幌東本部長兼札幌西本部長就 任 平成28年3月 小中第3事業本部長就任 (現在に至る)	株          13,900

- (注) 1. ※は新任候補者であります。  
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

3. 各候補者の選任理由は以下のとおりであります。
- (1) 渡辺武氏は、当社の創業者であり、当社設立時から代表取締役社長であります。企業経営者として培ってきた豊富な知識と経験に加え、一歩も二歩も先を読み、事業戦略を立案、推進する取締役として、職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
  - (2) 渡辺喜代子氏は、当社の創業者である渡辺武氏の配偶者であり、当社設立時から取締役であります。一貫して管理部門の責任者として機能的かつ効率の高い経営を実践しており、取締役として、職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。なお、今年度からは小中第1事業本部長も兼務いたします。
  - (3) 山内義明氏は、平成14年入社以降、予備校業界のエキスパートとして、高校事業本部の部長職を歴任し、平成18年、取締役に就任いたしました。多様化する高校生・卒生マーケットのニーズに対応した経営を実践する取締役として、職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
  - (4) 石垣雅敏氏は、平成6年取締役に就任以降、小学生・中学生対象の学習塾事業の部長職を歴任した後に、教務課、業務課を束ねる業務本部の責任者として、提供する教育サービスの充実を図っております。学習現場を強力にサポートする取締役として、職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
  - (5) 林眞吾氏は、平成7年入社以降、小学生・中学生対象の学習塾事業の教師職、室長職、管理職を経験し、平成12年には山梨エリアの責任者、平成19年には株式会社東日本学院副社長に就任いたしました。長年の現場経験とリーダー経験を経営に反映する取締役として、職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
  - (6) 田中耕治氏は、平成22年入社以降、経理責任者として、財務体質の強化、中期経営計画策定のためのリーダーシップを発揮するなど会社の発展に貢献し、平成27年、取締役に就任いたしました。今後も引き続き財務・経理分野で経営を支える取締役として、職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
  - (7) 友重博行氏は、平成4年入社以降、小学生・中学生対象の学習塾事業の教師職、室長職、管理職を経験し、北海道、静岡、福岡など各地の責任者として合格実績や業績、教育サービスの向上を牽引してまいりました。豊富な経験に基づく見識、能力を発揮する取締役として、職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。



4. 各候補者の選任理由は以下のとおりであります。
- (1) 萩原茂樹氏は、平成13年入社以降、高校事業本部の部長職を経て平成20年に取締役、平成21年に常勤監査役に就任いたしました。現場経験を踏まえた監査役として長らく監査役の責務を果たしており、今後も当社グループの持続的な成長と、コーポレートガバナンス体制の確立に寄与することができるものと判断しております。
  - (2) 佐竹利文氏は、税理士事務所を開業しており、財務及び会計に関する豊富な経験と高度な専門的知識を有していることから、当社の社外取締役にあふさわしいものと判断しております。
  - (3) 鈴木一紘氏は、長年にわたる業務・経営の経験により幅広い知識と見識を有していることから、当社の社外取締役にあふさわしいものと判断しております。

#### 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、平成19年6月26日開催の第24期定時株主総会において、年額2億5千万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額2億5千万円以内とさせていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は6名であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、7名となります。

なお、本議案は第2号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

#### 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、その職務と責任にふさわしい報酬水準とし、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額5千万円以内とさせていただきたいと存じます。

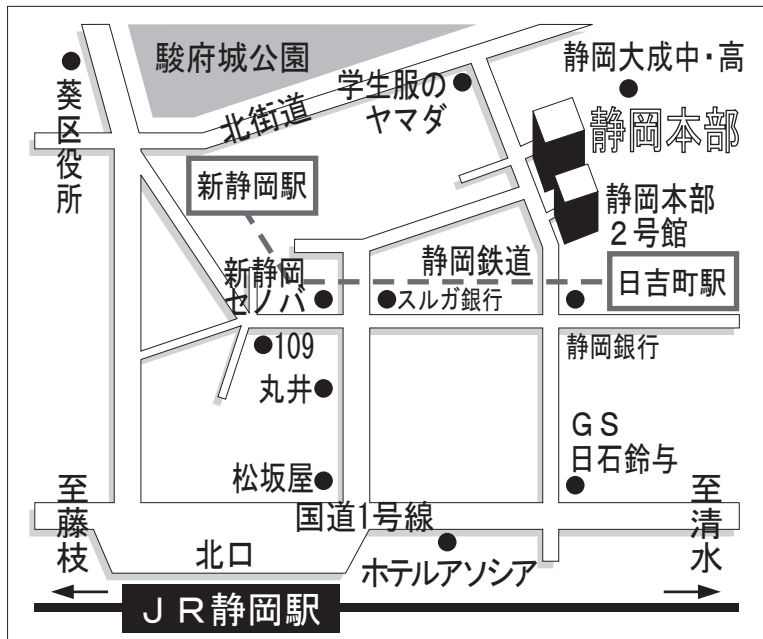
本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと、3名となります。

なお、本議案は第2号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

以 上

## 株主総会会場ご案内図

会場 静岡県静岡市葵区鷹匠二丁目7番1号  
当社本社(静岡本部)9階 903教室  
電話 054-252-1792



※JR静岡駅北口より徒歩10分

※静岡鉄道新静岡駅より徒歩3分

※誠に勝手ではございますが、駐車場が手狭のため、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。